

## 「個人情報保護法案」により地方公共団体が行う必要のある事務

- 1 地方公共団体が保有する個人情報の適正な取扱いが確保される必要な措置を講じること。  
(第16条)

条例が整備されていない地方公共団体においては速やかに制定し、制定済みの地方公共団体においても一層の充実を図る観点から現行条例の必要な見直しに努める。

- 2 区域内の事業者と住民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、あっせんその他必要な措置を講じること。(第17条、第18条、第19条)

事業者と住民との間に生じた苦情に関し、的確な情報の提供や助言、処理のあっせん等を行うことになっているが、国、都道府県、市町村の役割分担等が現在のところ不明である。(消費者保護窓口等既存のネットワークを活用することも検討しているようである。)

- 3 政令の委任を受けて行う主務大臣の権限に属する事務を行うこと。(第56条)

主務大臣の権限に属する事務のどの部分が知事に委任されるか現在のところ不明である。

昨年の都道府県担当者会議において、総務省の担当者からは、「委任内容は具体的に決まっていないが、例えば2以上の都道府県にまたがるものを国が行い、1つの自治体だけに係るものを都道府県が行うなど考えられる。」という話があった。

(参考)

### 第4章

#### 第3節 地方公共団体の施策

(保有する個人情報の保護)

第16条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第17条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第18条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第4節 国及び地方公共団体の協力

第19条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

### 第6章

(地方公共団体が処理する事務)

第56条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。